

防災まちづくり懇談会ニュース

令和4年3月発行

「町会別防災まちづくり懇談会」を開催しました！

「町会別防災まちづくり懇談会（5）～街区内の課題編」概要

開催：小田1丁目町内会（12/1）、小田3丁目町内会（11/8）、浅田1・2丁目町内会（11/27）

場所：各町内会館 内容：幅員6m以上道路に囲まれた街区について

※小田中央町内会、小田五六町内会は他の防災まちづくり懇談会等にあわせて説明しました。

「町会別防災まちづくり懇談会 まち歩き」概要

開催：小田1丁目町内会（1/27）、小田中央町内会（11/23）、小田3丁目町内会（11/22）、小田五六丁目町内会（11/27）、浅田1・2丁目町内会（12/19）

内容：町会毎に、当日決めたルートでまち歩きを実施

「町会別防災まちづくり懇談会（5）～街区内の課題編」

前は災害時に重要な役割を担う道路の配置についてご説明しましたが、今回はその道路に囲まれた街区の内側の課題についてご説明します。

① 幅員6m以上道路に囲まれた街区内の課題

通り抜け道路のない街区、幅員が狭い・行き止まり・延長の長い道路

日常的・緊急時に
遠回りしないと
目的地に到達できない

介護車・ごみ収集車
救急車・消防車が
通行しにくい

地震や火災時
倒壊延焼により
二方向避難が困難に

避難時に安心して
幅員6m以上の
道路に抜けられない



出典：岡崎市

出典：神戸市

家屋の耐震性・耐火性の向上と建替え

・古い住宅は耐震性や耐火性が低い場合が多く、地震や火災時に倒壊・延焼する可能性が高い。

・敷地や道路との接し方により家屋の建替えが困難な場合がある。



② 幅員が狭い道について

幅員が狭い道には、二項道路と通路の2種類があり、同じように見えて違いがあります。

二項道路：建築基準法上の道路

- ・建物を建てる際は、道路中心から2m後退する必要がある
- ・沿道建物の建替えにに合わせて拡張されていく



通路：建築基準法上道路扱いしない

- ・建物を建てる際は、通路以外の道路に接する必要がある（※）
- ・沿道建物が建替えられても必ずしも拡張されるわけではない



※特別な許可を取る場合を除く

意見交換（各町内会から出た主な意見）

- ・二項道路の後退部分は市が買ってくれるのか。代替地も必要だと思う。
→市が買うことはなく、敷地を持っている方の所有のままとなります。この場合、手続きにより固定資産税が免除になります。また、市が所有している道路の後退部分は、市に寄付いただくことが可能です（一部路線にて奨励金あり）。
- ・二項道路の後退部分は建ぺい率や容積率を算出する際の敷地面積に加えられるのか。
→建ぺい率や容積率を算出する際の敷地面積に、後退部分の面積を含めることはできません。
- ・通路の危険性については認識していなかった。災害時の危険性を注意喚起していきたい、

「町会別防災まちづくり懇談会 まち歩き」

幅員が狭い道に着目しつつ皆さんが日頃から気になっている箇所をまち歩きで確認、共有しました。



狭い道沿いのブロック塀の問題はわかるけど対応策はあるのかな。

撤去に対する助成金があります。新たな設置については地区計画で制限する事ができます。（市）

狭い道沿いのブロック塀



二項道路（左手前は後退済みでL字型側溝は前の位置のまま）

後退部分についてL字型側溝が建替え前と同じ位置のままになっているところがあるね。

一部のみ整備すると水の流れが滞ってしまうため、路線全体の建物が後退した時が整備のタイミングです。（市）



砂利舗装の二項道路



会館で振り返り

改めて
防災の視点でまちを
歩いてみると新鮮



まち歩きをまとめたマップを町内会館に掲示

次回の懇談会について

次回のニュースでは、「今年度のふり返し、地区計画・まちのルール検討」

をテーマにした懇談会についてお知らせします。